

一般財団法人 JELA
JELA 難民支援事業奨学金
「R V E P」
運営規程

一般財団法人 JELA（以下「当財団」という。）は、1984 年に日本国内の難民支援事業を開始し、難民や難民認定申請中の方への「JELA ハウス（シェルター）」の提供や自立支援を行なってきた。その一環として出身国で十分な高等教育を受けられなかった難民の方々が、日本において難民認定を受け、日本での経済的自立のために技術の習得が必須であるにもかかわらず経済的な理由から専門学校への進学を断念せざるを得ない状況を改善すべく、定款第 4 条第 1 項第 1 号に定める事業に基づき、JELA 難民支援事業奨学金「RVEP」（以下「RVEP」という。）を設ける。なお、当奨学金は難民認定者であることを応募条件とするため、UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）を難民認定の真正を保証する機関として共同して運営を行う。

第一章 総則

（奨学生の資格）

第 1 条 当財団が奨学金を支給する者は、その修学・研修に要する費用の支払い能力が不十分であることが明確であり、日本政府による難民または難民と同じような立場の在留資格を有する者で、日本の各種専門学校で技術を習得することによって、経済的自立を目指す者。

2 難民認定者であることを資格とするため、RVEP は UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）が難民認定の真正を書面によって保証する者のみを選考対象者とする。

（奨学金の給付額）

第 2 条 奨学給付金は、一人年額 1,200,000 円以内とする。

（奨学金の支給の期間）

第 3 条 奨学金の給付期間は修業年限を最長とする。

第二章 事業の運営と管理

(難民支援事業委員会の構成と業務)

第4条 当財団理事会の下に、難民支援事業委員会（以下、「委員会」という。）を置く。委員会は、理事会選任の理事1名および事務局長を含む計6名の委員をもって構成する。

- 2 委員会の委員長は、運営委員の互選により選任する。
- 3 委員会は、委員長への諮問のもと、事務局長が必要に応じて招集する。
- 4 委員会の業務は以下の各号とする。
 - (1) 奨学生の募集
 - (2) 選考委員会（外部選考委員を含む）の設置
 - (3) 奨学金受給者、給付期間、給付金額、給付方法の理事会への提案
 - (4) 基本運用資金の募金
 - (5) 追跡調査

(奨学金の申請手続)

第5条 当財団の奨学生を受給しようとする者は、次の各号の手続きを要する。

- (1) 申請者は、所定の「RVEP 奨学金受給申請書」に必要事項を記入して当財団事務局に提出すること。
- (2) 前項の申請書に、下記の書類を添付すること。
 - ① 日本国による難民または難民と同じような立場の在留資格の証明
 - ② 成績証明書（学校教育を12年間終えたか、終える予定であることの証明）
 - ③ 家計が困難な経済的状況であることを説明する書類（確定申告など）
 - ④ 日本語の語学力の証明（日本の高等学校を卒業している場合は不要）
 - ⑤ 推薦状（最低1通）
 - ⑥ その他（何かPRしたいことや書類などあれば任意）
- (3) 申請者は、受給希望年の前年9月末までに上記の書類を提出することを原則とするが、予算に応じて受給希望年の申請も受理し、年内の受給を委員会で審議する。受験前等の理由により進学先・研修先が未確定の者は、申請時にその旨を記載することで審査に進むことができる。
- (4) 難民の証明はUNHCR（国連難民高等弁務官事務所）が行い、結果を当財団に報告する。

(奨学金の支給)

第6条 奨学金は、前条の手続きにおいて委員会が奨学金支給を認めた場合、以下の各号に従って支給される。

- (1) 金額及び支給時期は、委員会が定める。
 - (2) 奨学生のうち、目的の教育機関に納付すべき金額は、当財団から直接その教育機関等に送金することを原則とする。
 - (3) 前号以外の金額（海外研究費や研修費など）は、本人名義の銀行口座に入金するものとする。
- 2 奨学生の受給者（以下「奨学生」という。）は、目的の教育機関等に入学後すみやかに、実際に入学したことを証明する書類（学生証の写し等）を当財団に提出しなければならない。

（選考・採用）

- 第7条 当財団は、理事会の決議によって、難民支援事業「R V E P」奨学生選考委員会（以下、「選考委員会」という）を構成する委員を選任し、委嘱する。
- 2 選考委員会の委員は、4名以上8名以内とし、その半数以上を学校教育に造詣の深い外部有識者とする。
 - 3 選考委員会は、審査の後、委員会に審査結果を答申する。採用する奨学生受給者、給付期間、給付金額、給付方法は、理事会が決定する。
 - 4 選考委員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する選考委員を除く選考委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 5 選考委員の任期は1期2年とする。但し、重任を妨げないが、3期を超えないものとする。
 - 6 当財団役員が選考委員である場合は役員報酬規程の定めるところに基づいて支払い、外部有識者への報酬は謝金規程の定めるところに基づいて支払う。

（奨学生を受ける者の指導）

- 第8条 当財団は、奨学生の資質の向上を図るため、学業成績および生活状況に応ずる適切な指導を行うものとする。

（異動届出）

- 第9条 奨学生は、次の各号の一つに該当する場合は、直ちに届け出なければならない。
- (1) 休学、復学、転学、留年、または退学したとき。
 - (2) 停学その他の処分を受けたとき。
 - (3) 氏名、住所等を変更したとき。

（奨学生の停止）

- 第10条 奨学生が休学等し、または長期にわたって欠席したときは、奨学生の給付を停止する。

(奨学生の再開)

第11条 前条の規定により奨学生の給付を停止された者が、その事由が止んで委員会に願い出たときは、奨学生の給付を再開することがある。

(奨学生の廃止)

第12条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員会の意見を徵して奨学生の給付を廃止する。

- (1) 目的の教育機関等に入学しなかった場合。
- (2) 学業成績を理由に留年したとき。
- (3) 傷痍疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (4) 学業成績または操行が不良となったとき。
- (5) 奨学生を必要としない理由が生じたとき。
- (6) 当財団が定める書類等を期日までに提出しないとき。
- (7) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。
- (8) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
- (9) その他第1条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。

2 前項各号のいずれかに該当する場合、当財団は奨学生に対して奨学生の返還請求をすることができる。

(奨学生の辞退)

第13条 奨学生はいつでも、委員会に奨学生の辞退を申し出ることができる。

(規則の改廃)

第14条 本奨学生規程を改正し、または廃止する場合は、当財団理事会の決議を要する。

附則

この規程は、2021年12月14日から施行する。

この規定は、2023年2月27日から施行する。

この規程は、2023年8月24日から施行する。

この規程は、2024年2月27日から施行する。